## 〇厚生労働省告示第二百七十六号

管 き、 理 労 に 労 働 安 関 働 全 す 安 る 全 衛 講 衛 生 習 規 生 則 規 を 次 則 昭昭  $\mathcal{O}$ 第 よう 十 二 和 兀 に定 条 + 七  $\mathcal{O}$ 年 め、 五. 第三 労 令 働省令第三十二号)第十二条 和 項 第二号 六 年 兀 1 月  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 規 定 日 か 5 に 適 基 用 づ す き厚 る。 0) 五. 生 第三 労 働 項第二 大 臣 が 一号イ 定 め 0 る 規 化 定 学 に 物 基づ 質  $\mathcal{O}$ 

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労 働安全衛生 規則第十二条 の五第三項第二号イの規定に基づき厚 生 一 働 大 で臣が : 定め る 化 学 物 質

の管理に関する講習

臣 が 労 定 働 め 安 全 る 化 衛 学 生 物 規 質 則  $\mathcal{O}$ 昭 管 理 和 兀 に 関 + す 七 年 る 講 労 習 働 は、 省 令第三十二号) 次  $\mathcal{O}$ 各号に定めるところに 第十二条  $\mathcal{O}$ 五 ょ 第三 り 行 項 第二号 わ れ る 講 1 習とす  $\mathcal{O}$ 厚 生 労働 大

次 に 定 め る 講 義 及 び 実 習 に ょ り 行 わ れ る ŧ のであること。

イ 表 0 講 下 義 は 欄 に 掲 次 0 げ る 表 時  $\mathcal{O}$ 間 上 欄 以 に 上 行 掲 げ わ れ る科目 る t に応じ、 0 で あること。 それぞれ、 同表 の中欄に掲げる範囲に 0 ١ ر て 同

化学 科 有 害 Ħ 性 物 並び 質  $\mathcal{O}$ に 危 表 険 示 性 等 及 び 障 化 範 学 害 用 物  $\mathcal{O}$ 病 質 理  $\mathcal{O}$ 及 危 び 険 症 性 状 及 び 化学物 有 害 性 質  $\mathcal{O}$ 化 危 学 険 物 性 質 又 に は ょ 有 る 害 健 性 康 十分 時 時 間 間 三

つき同表の下欄	に掲げる科目について、同表の中欄に掲げる範囲に	1 実習は、次の表の上欄
	八号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	
	<ul><li>労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十</li></ul>	
一時間	労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)、	関係法令
		災害発生時の対応
三十分	災害発生時の措置	化学物質を原因とする
	に必要な教育の方法	
	、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理	
	等の製造等業務従事者の記録(保護具の種類、性能	
	ための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質	必要な記録等
	結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止する	に基づく措置等その他
	測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の	有害性等の調査の結果
二時間	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の	化学物質の危険性又は
	法並びにその結果の記録	有害性等の調査
三時間	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方	化学物質の危険性又は
	等の表示、文書及び通知	

欄に

掲げる時間以上行われるものであること。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果	二時間
有害性等の調査及びそ	に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するため	
の結果に基づく措置等	の措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護	
	具の選択及び使用	

次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について当該科目の受講の免

除を受けることができるものであること。

色余を受けることができる皆	za mm
有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及	化学物質の危険性及び有害性並
び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	びに表示等
を全て修了した者	
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等
	の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等
	の調査

と。

前号の 講義及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであるこ

の調査の結果に基づく措置等そ

の他必要な記録等

化学物質の危険性又は有害性等